

第44期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2018年6月26日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワントワー21階 大会議室※郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2018年6月25日（月曜日）午後5時まで

◆目 次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
議決権行使についてのご案内	7
事業報告	11
連結計算書類等	43
監査報告	47

「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様に当社グループをより理解していただくために、法令に定めのあるものに加えて記載しているものであります。



生きることは、託すこと。



大東建託株式会社

証券コード1878
2018年6月1日

株 主 各 位



第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等にて議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストワントワー21階 大会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第44期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第44期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に修正後の内容を掲載いたします。
- 当日、当社役員及び係員は、環境への取り組みの一環として、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のウェブ開示について
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。

①事業報告の以下の事項

- ・ 主要な事業内容
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な事業所
- ・ 主要な借入先及び借入額
- ・ その他株式に関する重要な事項
- ・ 会社の新株予約権等に関する事項

②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

③計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目指して設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、1株当たり304円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり279円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より47円増配の1株当たり583円となります。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金304円 総額22,893,025,824円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2018年6月27日

【ご参考】1株当たり配当金と連結配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループが管理する賃貸建物の付加価値向上と入居者の皆様の入居利便性向上を目的として、LPガス供給事業を行う当社子会社にて入居者の皆様向けに都市ガス供給事業のサービスを新たに開始いたしました。これに伴い、定款第2条に定める事業目的の一部について変更及び内容整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	
1. ⋮ (条文省略)	1. ⋮ (現行どおり)	
22.	22.	
23. 石油・石油製品・液化石油ガスその他の高圧ガスの売買	23. <u>ガスの供給及び販売に関する事業</u>	LPガス供給事業を行う当社子会社にて都市ガス供給事業を開始したことによる変更及び内容整理です。
24. ⋮ (条文省略)	24. ⋮ (現行どおり)	
41.	41.	

第3号議案 取締役1名選任の件

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、コア事業である建設事業においては、当社グループの工事施工量の増加、及び東京オリンピック・パラリンピック関連工事の増加や建設業界の人手不足を見据えた施工体制の強化を図り、着実に完工工事高と完工工事利益を確保していく必要があることから、工事部門が担う役割が重要となっております。そのため、これまで工事部門を担当していた取締役が、2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任したことから、その後任者を選任し、工事部門の経営・監督体制の強化を図る必要があります。つきましては、工事部門を担当する取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の候補者が原案どおり選任されると、取締役会出席者16名のうち7名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員（社外取締役3名、社外監査役4名）となります。取締役会出席者に占める独立社外役員の割合が43.7%であることから、引き続き、取締役会において、独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能であると判断しております。

取締役候補者の氏名及び略歴などは、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	
なかがみ　ふみあき 中上　文明	執行役員 工事統括部長	新任

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者

なかがみ ふみあき
中上 文明

(1959年7月28日生)

[所有する当社の株式数] 1,324株

新任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1988年10月 当社入社
- 2012年4月 技術推進部長（東日本担当）
- 2014年4月 技術推進部東日本地域担当部長
- 2015年4月 執行役員 安全品質管理部長
- 2017年4月 執行役員 工事統括部長（現任）

<取締役候補者とした理由>

同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業の工事部門に携わり、建設労働者の需給逼迫と当社グループの施工量増加に対応した施工体制の構築、工事原価の抑制や施工現場での安全確保、及び業界最高水準の技術力・施工品質の確保に向けた工事組織の改革と技術者育成などに取り組み、当社グループの工事部門の強化に尽力してまいりました。

同氏が長年携わってきた工事部門は、当社グループのコア事業である建設事業において中核を担う部門であります。同氏は、工事部門に関する豊富な経験と知見を有しており、当社グループの工事部門の経営・監督体制の強化を図る上で適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

賃貸住宅市場の競争が激しさを増し、東日本大震災や熊本地震の復興及び東京オリンピック関連工事等による建設需要の高まりと建設労働者の減少が続く中、今後の建設事業の業績確保のため、施工体制の強化と工事原価の抑制をはじめ、新工法や新技術の開発促進による施工効率や品質の向上が重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、今後の当社グループの施工量増加や業界動向を見据えた施工体制の構築を図りつつ、施工効率の追求や業界最高水準の技術力確保に向け、工事部門における組織変革・人材育成などに努め、会社業績の確保に寄与し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。是非ともご行使いただきますようお願い申しあげます。

行使方法1. 株主総会へ出席



◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

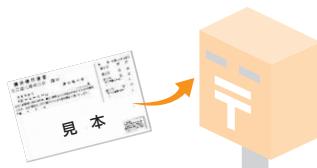
2018年6月26日（火）午前10時

※代理人によるご出席の場合

委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。（切手は不要です）

行使期限

2018年6月25日（月）午後5時到着分まで

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使方法3. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にてご行使ください。

行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

行使期限

2018年6月25日（月）午後5時まで

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使方法について 【行使期限：2018年6月25日（月）午後5時まで】

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話にて行使可能です。

当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) ヘアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

●パソコンの場合



株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用規約」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用規約

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

① 次の画面へ

なほ、本サイトは午前2時から午前9時までの間、保証・点検のため取扱いを休止させていただきますことをお知りいただき、了承ください。

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「次の画面へ」をクリック

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

ログイン
ログインID、パスワードを入力のうえ、「ログイン」を操作してください。
ログインID
パスワード
または仮パスワード
パスワード変更

②
③
④
⑤

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。
確認のため新しいパスワードと新しいパスワード(確認用)の2箇所に同じ内容を入力してください。
「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

④
⑤

現在のパスワード
新しいパスワード
新しいパスワード(確認用)

※～12桁までの小文字の半角英数字のみ入力可能です。

3. 新しいパスワードを登録する(初回ログイン時のみ)

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- ④ 新しいパスワードを入力
- ⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●スマートフォンの場合



株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
 (株主登録者へ)三井UFJ信託銀行の登録情報登録

また、株主登録者へ
株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
 をご覧いただきたい場合は、**株主登録者へ**を
 見てください。

利用規約 **利用ガイド**

上記登録内容が「ご承認された場合には、「下」(株主総会
 参加登録)を選択して下さい。

**株主総会に関する
 お手続き**

本サービスは時間・地域を問わずいつでもご確認、登録、変更等の手続きが行えさせていただきますことを
 お知らせいたします。

(パソコン専用)へ

お問い合わせへ 三井UFJ信託銀行の登録情報登録

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1

① 「株主総会に関するお手続き」
をクリック

2. ログインする

② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」 をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◎「ログインID」「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

●携帯電話の場合



三菱UFJ信託銀行
議決権行使サイト

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

① 「ログイン」 をクリック

2. ログインする

② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」 をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2018年6月25日（月曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、企業業績や雇用情勢の改善が継続し、緩やかな回復基調で推移しました。一方、欧米の政策動向による海外経済の不確実性や地政学リスクの高まりにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

住宅業界においては、住宅着工戸数は2017年7月から前年同月比9ヶ月連続して減少して、2017年度累計では前年比2.8%減少の94.6万戸となりました（※）。

当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、貸家着工戸数は2017年6月から前年同月比で10ヶ月連続して減少し、2017年度累計では前年比4.0%減少の41.0万戸となりました（※）。今後、賃貸住宅市場は一時的な好況から、適正化に向けた安定成長に移行すると考えられます。

一方で、利便性の高い、安心・快適な賃貸住宅の需要は引き続き堅調に推移するものと見込まれます。賃貸住宅を供給する企業には、入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、入居者様の多様化するニーズに応え、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、環境に配慮した賃貸住宅の提供に取り組む必要があります。

このような環境の中、当社グループでは、2017年5月より、大東建託株式会社、大東建託パートナーズ株式会社及び大東建託リーシング株式会社を当社グループの主要3社と位置づけ、新しいグループ体制により事業を行っております。主要3社を中心として、新しいグループ体制の下、当社グループの業務の細分化や効率化を図りつつ、各事業分野での専門性を高め、お客様へ最上のご満足を提供することにより、お客様をはじめステークホルダーの皆様から真に信頼される企業グループを目指してまいります。

（※）出所：国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」

② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆5,570億17百万円（前期比4.0%増）、営業利益1,263億69百万円（前期比5.2%増）、経常利益1,315億33百万円（前期比5.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益878億29百万円（前期比6.9%増）を計上し、10期連続の増収増益を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

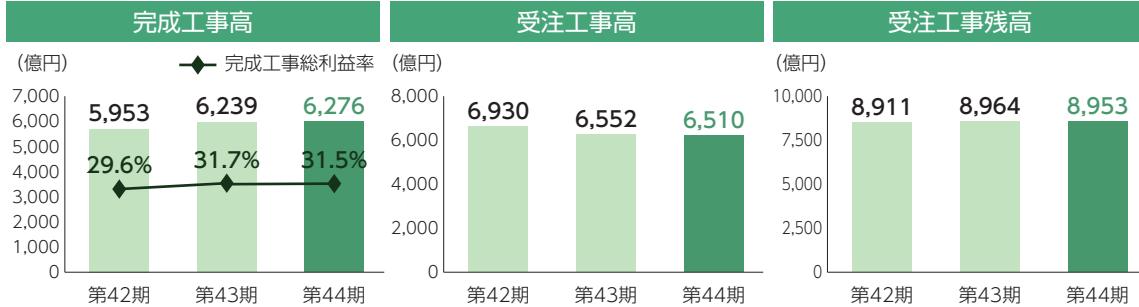


③ セグメント別の経過及びその成果

■建設事業

建設事業につきましては、豊富な受注工事残高を背景に工事を順調に進捗したことにより、完成工事高は6,276億31百万円（前期比0.6%増）となりました。完成工事総利益率は、東京オリンピック・パラリンピック関連工事や労働需給逼迫の影響により労務費が上昇したことなどにより、前期比0.2ポイント低下の31.5%となりました。

また、受注工事高は、6,510億77百万円（前期比0.6%減）となり、2018年3月末の受注工事残高は、8,953億43百万円（前期比0.1%減）となりました。



■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウスリース株式会社の収入拡大などにより、不動産事業売上高は8,713億88百万円（前期比5.7%増）となりました。

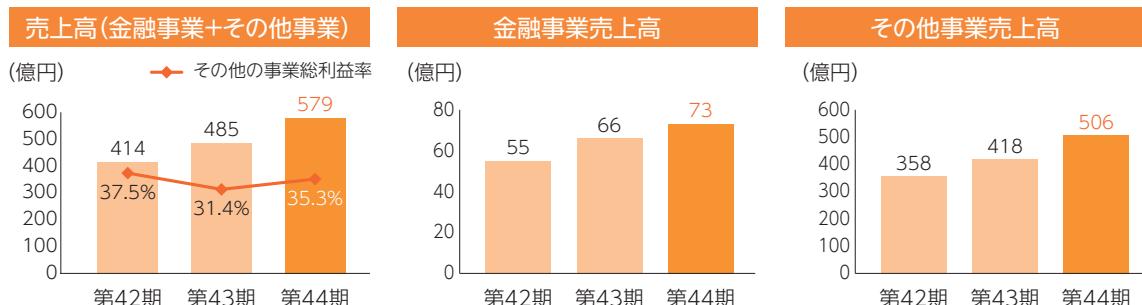
入居者斡旋では、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の新CM放映や年間プロモーションに注力するなど、お部屋探しのお客様への話題性と認知度の向上を図りました。これにより、主要3社（※）の入居者斡旋件数は、296,018件（前期比5.2%増）となりました。その結果、2018年3月の入居率は、居住用で97.2%（前年同月比0.3ポイント上昇）、事業用で98.4%（前年同月比0.1ポイント上昇）となりました。

（※）主要3社：大東建託株式会社、大東建託パートナーズ株式会社、大東建託リーシング株式会社

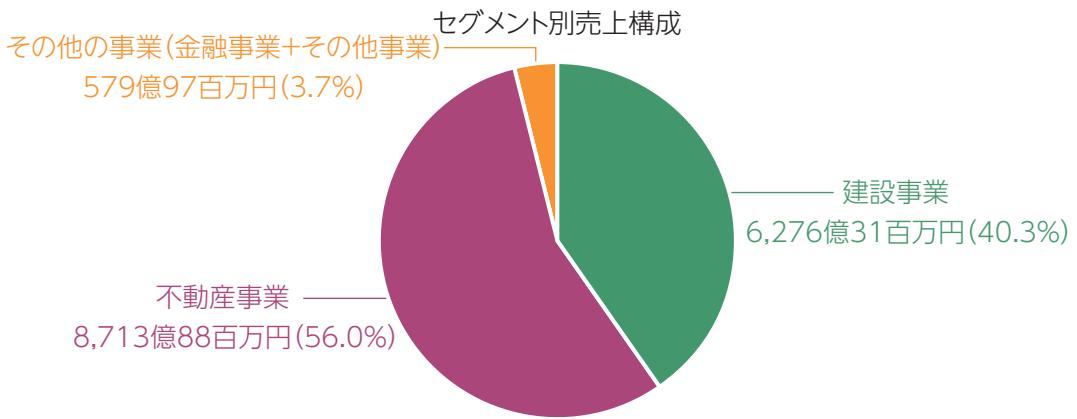


■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業の売上高につきましては、579億97百万円（前期比19.5%増）となりました。これは、その他事業において、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループのLPガス供給戸数、高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数、土地オーナーの皆様・入居者の皆様へ家賃や家財を補償する少額短期保険ハウスガード株式会社の契約数などが、それぞれ増加したことによるもので



<セグメント別売上高>



セグメント区分		第43期(ご参考) 売上高(百万円)	第44期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居住用	618,217	620,307	0.3
	事業用	2,656	3,597	35.4
	その他	3,036	3,725	22.7
	計	623,910	627,631	0.6
不動産事業	一括借上	755,002	798,799	5.8
	賃繕工事	26,014	24,567	△5.6
	不動産仲介	17,652	16,964	△3.9
	家賃保証事業	9,702	10,954	12.9
	電力事業	6,119	7,311	19.5
	賃貸事業	6,266	6,071	△3.1
	その他	3,884	6,719	73.0
	計	824,642	871,388	5.7
金融事業	計	6,695	7,309	9.2
その他事業	計	41,856	50,688	21.1
合 計		1,497,104	1,557,017	4.0

(2) 対処すべき課題

賃貸住宅市場は、2015年1月の相続税法改正による一時的な好況から、適正化に向けた安定成長に移行しつつあります。高齢化の進む土地所有者の皆様にとって資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは依然として活発であり、今後もそのニーズは堅調に推移するものと予測されます。当社グループとしましては、土地所有者の皆様が、“次世代への円満・円滑な資産承継”を実現するため、資産承継に関するトータルサービスの提供を強化する必要があります。

一方、少子・高齢化、晩婚化等の進行による一人住まい世帯数の増加やライフスタイルの多様化により、住まいに対する価値観が変化しています。そのため、入居者の皆様のニーズは多様化し、住まいを選ぶ目は一層厳しくなっておりまます。当社グループとしましては、入居者の皆様にとって魅力ある建物・住まいの提供はもとより、入居者の皆様の暮らしをより安心で快適・豊かにするサービスの充実にも注力する必要があります。

また、東日本大震災以降の建設労働者需給の逼迫には落ち着きが見られるものの、東京オリンピック・パラリンピック関連工事の増加や建設工事従事者の減少など、建設労働者需給には依然として不透明感が残ります。適正な完工工事利益の確保や施工体制の強化、品質の確保にも継続して注力する必要があります。

このような市場環境の中、当社グループは、2021年3月期を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画を策定しております。なお、中期経営計画につきましては、2018年3月期の実績を踏まえ、見直しを行っております。

中期経営計画の概要及び計画達成に向けたセグメント別の施策は次のとおりです。

① 中期経営計画の概要

当社グループは、ブランドメッセージ「生きることは、託すこと。」を掲げ、お客様から様々なことを託される企業を目指し、賃貸経営受託システムを核しながら、コア事業である建設事業・不動産事業に加え、「介護・保育事業」「エネルギー事業」「海外事業」を“新コア事業”と位置付け、事業領域の拡大を進めてまいります。

中期経営目標としましては、2021年3月期に、売上高1兆7,910億円、営業利益1,380億円、当期純利益(※1)970億円、ROE（自己資本当期純利益率）30.0%の実現を目指すとともに、貸家着工戸数におきましては、シェア17.5%以上（賃貸市場規模を390千戸と想定）獲得することを設定しております。

中期経営計画（2021年3月期＜第47期＞計画）

売上高 1兆7,910億円 (年平均成長率 +4.9%)	営業利益 1,380億円 (年平均成長率 +6.6%)		
経常利益 1,430億円 (年平均成長率 +6.4%)	当期純利益(※1) 970億円 (年平均成長率 +7.9%)		
自己資本比率 37.1%	ROE (自己資本当期純利益率) 30.0%	1株当たり配当金 668円	配当性向／総還元性向(※2) 50.0%／80.0%

(※1) 親会社株主に帰属する当期純利益
(※2) 自己株式の取得・消却を含む

② セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、今後、営業要員を3,500名体制（2018年3月末 3,313名）に増強し、全国約4,600エリアでの市場調査を反映した市場規模・長期入居需要に基づき店舗展開を行うなど、市場成長性を考慮した経営資源の投下を行います。併せて、「資産活用・資産承継」を切り口としたコンサルティング営業を継続して注力するとともに、首都圏などの大都市部や入居者様・女性のニーズに対応した商品力の強化等にも取り組んでまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする今後の国内建設需要の更なる高まりを踏まえ、工事原価の抑制、労働力の確保及び施工体制の強化のため、協力会社様との連携強化に引き続き取り組んでまいります。

これらの施策により、2021年3月期には、受注工事高7,010億円、完工工事高7,030億円、完工工事総利益率30.4%を目指します。

■不動産事業

不動産事業では、増加する高齢者や外国人入居者様、ペット共生住宅を希望される方など、多様化する入居者様ニーズに合わせたサービスの提供に取り組んでまいります。

また、LPG Aツアーフ「大東建託・いい部屋ネットレディス」（日本女子プロゴルフ協会公認）の開催や販売促進のためのキャンペーン実施等を継続して注力し、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」の更なる浸透強化やファン層拡大に取り組んでまいります。

これらの施策により、2021年3月期には、不動産事業売上高1兆227億円、入居者斡旋件数32.3万件、居住用入居率97.0%（2021年3月）を目指します。

■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業では、株式会社ガスパルをはじめとするガスパルグループのLPGガス供給戸数、ケアパートナー株式会社のデイサービス施設や保育施設の更なる拡大に加え、少額短期保険ハウスガード株式会社による土地オーナーの皆様や入居者の皆様に対する保険事業の拡大等により、コアビジネスとシナジー効果の高い事業を拡大してまいります。

これらにより、2021年3月期には、その他の事業売上高653億円を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

【ご参考】当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率(ROE)30%を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に対して、配当で50%、大型の資金需要等がない限り、自己株式の取得・消却で30%、合計で80%の総還元性向としております。



(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は185億35百万円で、その主なものは、大東建託パートナーズ株式会社における太陽光発電設備の設置、及び当社における基幹システムの構築であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金及び将来的な事業領域拡大投資などに充当するため、取引先金融機関22社より900億円の資金調達を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 2015年3月期	第42期 2016年3月期	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期
売上高(百万円)	1,353,155	1,411,643	1,497,104	1,557,017
営業利益(百万円)	91,520	101,001	120,162	126,369
経常利益(百万円)	95,887	105,558	124,509	131,533
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	56,109	67,279	82,168	87,829
1株当たり当期純利益	710円19銭	863円11銭	1,072円64銭	1,165円29銭
総資産額(百万円)	701,119	728,548	781,431	842,978
純資産額(百万円)	236,794	248,522	275,485	297,039

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、第42期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 2015年3月期	第42期 2016年3月期	第43期 2017年3月期	第44期 2018年3月期
売上高(百万円)	608,973	617,377	646,878	634,848
営業利益(百万円)	50,146	53,481	68,568	64,398
経常利益(百万円)	58,990	80,646	85,422	92,553
当期純利益(百万円)	34,471	59,811	59,926	69,020
1株当たり当期純利益	436円32銭	767円30銭	782円29銭	915円73銭
総資産額(百万円)	479,698	500,357	535,839	577,128
純資産額(百万円)	124,448	130,992	136,759	146,945

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東建託パートナーズ株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
大東建託リーシング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.3%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ジューシィ出版株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	「いい部屋ネット」運営等
株式会社ジューシィ情報センター	東京都港区	100百万円	100.0%	不動産事業等
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
株式会社ガスパル	東京都港区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東コードレートサービス株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリープ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
大東エナジー株式会社	東京都港区	40百万円	100.0%	電気事業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	45百万円	100.0%	クレジットカード決済代行
株式会社ガスパル九州	福岡県福岡市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県浦添市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガスパル中国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル四国	岡山県岡山市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパルライン	東京都港区	40百万円	100.0%	LPガス配送事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	175,709千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	149,064千 USドル	100.0%	金融・投資業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リングギット	100.0%	ホテル事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	79,034千 リングギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	39,600千 USドル	100.0%	不動産開発業

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. 2017年12月18日付けで、株式会社ガスパルラインを設立いたしました。
3. DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.は、2017年11月30日付けでDAISHO ASIA DEVELOPMENT (M) SDN.BHD. (現 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.) の全株式を取得し、完全子会社化しました。
4. 当社は、2018年2月28日開催の当社取締役会において、当社の損害保険代理店事業のうち社グループが管理する賃貸住宅の入居者向け火災保険に関する代理店事業を、会社分割（簡易吸収分割）の方法により大東建託リーシング株式会社に承継させることを決議し、同日付けで吸収分割契約を締結いたしました。当該契約に基づく会社分割（簡易吸収分割）は、2018年4月1日に完了いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
(2) 発行済株式の総数 75,306,006株 (自己株式322,873株を除く。)
- (注) 会社法第178条の規定に基づき、2018年3月30日付けで自己株式1,240,700株を消却いたしました。
これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数が前期末（2017年3月31日）より1,240,700株減少しております。
- (3) 株主数 16,043名
(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,953	5.25
日本マスター・トラスト信託 銀行株式会社(信託口)	3,805	5.05
日本トラスト・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,313	4.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,621	2.15
住友不動産株式会社	1,606	2.13
日本トラスト・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	1,550	2.05
大東建託協力会持株会	1,505	1.99
株式会社SMB信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,474	1.95
ORBIS SICAV	1,374	1.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,256	1.66

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（322千株）を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式322千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する393千株及び株式給付信託が所有する403千株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊 切 直 美	
常 務 取 締 役	小 林 克 満	建築事業本部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長 兼法務サービス部、TQC事務局、経営企画室担当
取 締 役	内 田 寛 逸	関連事業本部部長 介護・保育事業、海外事業担当
取 締 役	竹 内 啓	不動産事業本部長
取 締 役	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者
取 締 役	中 川 健 志	関連事業本部部長 エネルギー事業担当 兼株式会社ガスパル代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 功 次	大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役（社外）	山 口 利 昭	当社ガバナンス委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究学会理事 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役 大阪市交通局（現 大阪市高速電気軌道株式会社）監査役
取締役（社外）	佐 々 木 摩 美	当社ガバナンス委員会委員
取締役（社外）	庄 田 隆	当社ガバナンス委員会委員 第一三共株式会社相談役 宇部興産株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役（社外）	鶴野正康	当社ガバナンス委員会委員
監査役（社外）	蜂谷英夫	当社ガバナンス委員会委員 蜂谷法律事務所代表弁護士
監査役（社外）	二見和光	当社ガバナンス委員会委員 株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長
監査役（社外）	藤巻和夫	当社ガバナンス委員会委員 藤巻総合コンサルティング代表

- (注) 1. 2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会において、佐藤功次及び庄田隆の両氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 門内仁志、大門幸夫、丸川真一及び 笹本雄司郎の各氏は、2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆の各氏は、社外取締役であります。
4. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
5. 監査役鶴野正康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役藤巻和夫氏は、米国公認会計士の資格を有しており、国際的な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆、並びに監査役鶴野正康、蜂谷英夫、二見和光及び藤巻和夫の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
8. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。
(2018年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	小林克満	建築事業本部長
常務取締役	川合秀司	経営管理本部長兼関連事業本部長 兼法務部、TQC事務局、経営企画室、広報部担当
常務取締役	竹内啓	不動産事業本部長

(参考) 2018年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	小 川 修 一	西日本建築事業本部長
上 席 執 行 役 員	鈴 木 崇 之	中日本建築事業本部長
執 行 役 員	中 上 文 明	工事統括部長
執 行 役 員	山 田 昭 司	中四国建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	大東ファイナンス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	小 野 博 道	大東みらい信託株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	福 田 和 宣	大東コーポレートサービス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	守 義 浩	大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	川 原 栄 司	大東建託パートナーズ株式会社専務取締役
執 行 役 員	館 正 文	設計統括部長
執 行 役 員	小 石 川 正 幸	北首都圏建築事業部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	技術推進部中日本地域担当部長
執 行 役 員	三 宅 聰	京阪神建築事業部長
執 行 役 員	松 藤 潤	東関東建築事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 3 名全員及び社外監査役 4 名全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

A. 社外取締役との責任限定契約

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

B. 社外監査役との責任限定契約

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときには限る。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	15名	1,365百万円
監査役	4名	99百万円
合計 (うち社外)	19名 (8名)	1,465百万円 (135百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2. 上記の取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額307百万円を含んでおります。
3. 上記の取締役の支給人員には、2017年6月28日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員数は、取締役11名及び監査役4名であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。
また、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額として年額5億3,000万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、退職慰労金として、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において決議いただいた退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役1名に対して、総額3百万円を支払っております。
7. 上記のほか、2011年6月28日開催の当社第37期定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役1名に対して、総額22百万円の退職慰労金を支払う予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役の報酬等の内容及び決定方法

a. 報酬等の内容

取締役の報酬は、固定枠としての基本報酬、変動枠としての賞与、及び株式報酬型ストックオプションを設けております。いずれの報酬総額も、株主総会にて承認された限度額以内としております。

・基本報酬（固定枠）

企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して、各取締役の報酬額を決定しております。

基本報酬の総額は、年額10億円（うち、社外取締役は5,000万円以内）としております。

・賞与（変動枠）

当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率（1.5%）を乗じて取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。

賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給いたしません。

・株式報酬型ストックオプション

当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、2011年より取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションを導入しております。取締役在任中の業績向上を目的としたAプラン、及び中期の業績向上を目的としたBプランの2種類の株式報酬型ストックオプションを導入しております。なお、Bプランには、別途業績達成基準を設けております。

各取締役への株式報酬型ストックオプションの報酬額は、年額5億3,000万円以内として、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して決定しております。

b. 決定方法

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しております。

なお、当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会が中心となり、毎年、取締役の業務執行や経営監督に係る取締役相互評価を行っております。その評価結果は、次期の経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

② 監査役の報酬等の内容及び決定方法

a. 報酬等の内容

監査役の報酬総額は、株主総会で承認された年額1億円以内としております。

b. 決定方法

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役会の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
山 口 利 昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究学会理事	
	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事	
	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役	
	大阪市交通局（現 大阪市高速電気軌道株式会社）監査役	
佐々木 摩 美	該当はありません。	—
庄 田 隆	第一三共株式会社相談役	いずれも取引関係はありません。
	宇部興産株式会社社外取締役	

b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜 野 正 康	該当はありません。	—
蜂 谷 英 夫	蜂谷法律事務所代表弁護士	取引関係はありません。
二 見 和 光	株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長	取引関係はありません。
藤 卷 和 夫	藤巻総合コンサルティング代表	取引関係はありません。

(注) 監査役蜂谷英夫氏は、2011年7月に当社との間で請負金額を23百万円とする建築工事請負契約を締結いたしましたが、2012年1月に建築工事を完了し、建物の引渡しを完了しております。

なお、請負金額については、他の顧客と同様の条件にて決定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
山 口 利 昭	13回中12回 (92.3%)	取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
佐々木 摩 美	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントに携わってこられた豊富な経験や知識を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
庄 田 隆	10回中10回 (100.0%)	取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者として長年活躍されてこられた豊富な経験や知識、及び企業経営者としてCSR活動にも積極的に取り組んでこられた豊富な知見を活かして意見を述べています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

(注) 取締役庄田隆氏の取締役会への出席状況は、2017年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会に対する出席状況となります。

b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	13回中13回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、公認会計士として財務・会計に係る高い専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。 このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
蜂谷英夫	13回中13回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。
二見和光	13回中13回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
藤巻和夫	13回中13回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	取締役会では、上場会社での社外監査役の経験、米国公認会計士としての専門的な知識、及びコンサルタントとして経営に関与してきた豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。 監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。 また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はおりません。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。

2. 議決権保有関係者

- ①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
- ②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- ①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- ②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- ③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- ②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. その他

- ①上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- ②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- ③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

(注) 1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	86百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大東ファイナンス株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告とともに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- 2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの基準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を隨時報告する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役としていることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。

- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
- 4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
- 6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
 - 2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
 - 3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する会議体を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関する課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
 - 4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる会議体を定期的に開催し、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは上記3)記載の会議体に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。

- 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
 - 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。
- 必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ **監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 1) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
 - 2) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。
- ⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社の行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内インターネット等に掲載し、隨時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議（業務執行取締役2名、常勤監査役1名及び外部有識者1名を含むメンバーで構成）を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を7回開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。当事業年度は同研修を5回実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室に内部通報窓口を設け、社内インターネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。

② リスク管理に関する取り組み

- 1) コンプライアンス推進会議にて、コンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対応・対策を審議しております。また、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監視しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、総務部にて適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置し、事業分野内の職務執行を行っております。

- 4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会または経営会議に報告されております。

④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、4名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監視を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者5名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役または執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を6回開催し、各グループ会社の主要経営指標の報告・確認を行うとともに、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの概要

1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員7名（社外取締役3名、社外監査役4名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者15名中7名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

③ガバナンス委員会の設置

当社では、任意の委員会として、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計・個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案や取締役候補者案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言等を行っております。

④業務執行取締役の評価制度

当社では、ガバナンス委員会が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションに反映させております。

⑤取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした株式報酬型ストックオプションを設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び株式報酬型ストックオプションについては、社外取締役へ支給しておりません。

⑥経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部			
科目	第43期(ご参考) (2017年3月31日現在)	第44期 (2018年3月31日現在)	科目		
流動資産	509,778	530,182	流動負債	337,990	296,238
現金預金	248,180	246,714	工事未払金	43,677	42,739
金銭の信託	22,000	19,000	1年内返済予定の長期借入金	44,074	30,589
完成工事未収入金等	38,297	51,908	リース債務	201	200
有価証券	18,509	22,885	未払法人税等	30,751	28,460
未成工事支出金	14,841	14,846	未成工事受入金	57,019	49,519
その他のたな卸資産	5,803	5,919	前受金	75,543	60,340
前払費用	63,020	65,144	賞与引当金	21,523	23,179
繰延税金資産	19,696	20,338	完成工事補償引当金	1,091	1,121
営業貸付金	62,736	64,262	預り金	7,595	7,577
その他	16,932	19,387	その他	56,511	52,510
貸倒引当金	△241	△224	固定負債	167,955	249,700
固定資産	271,653	312,795	長期借入金	10,368	75,016
有形固定資産	126,014	147,884	リース債務	786	802
建物・構築物	37,236	49,882	繰延税金負債	94	464
機械・装置	37,315	36,267	一括借上修繕引当金	97,405	115,503
工具器具・備品	2,127	2,210	退職給付に係る負債	10,203	9,925
土地	47,596	57,571	長期預り保証金	39,868	36,777
リース資産	1,621	1,478	その他	9,228	11,212
その他	117	475	負債合計	505,945	545,939
無形固定資産	17,635	23,663	純資産の部		
投資その他の資産	128,003	141,247	株主資本	281,243	299,507
投資有価証券	38,367	47,869	資本金	29,060	29,060
劣後債及び劣後信託受益権	12,857	12,270	資本剰余金	34,540	34,540
繰延税金資産	34,296	41,026	利益剰余金	232,978	253,108
その他	45,851	44,020	自己株式	△15,337	△17,203
貸倒引当金	△3,369	△3,939	その他の包括利益累計額	△8,479	△5,479
資産合計	781,431	842,978	その他有価証券評価差額金	2,526	5,882
			繰延ヘッジ損益	△286	△294
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	△1,705	△2,219
			退職給付に係る調整累計額	△1,429	△1,264
			新株予約権	398	415
			非支配株主持分	2,322	2,596
			純資産合計	275,485	297,039
			負債・純資産合計	781,431	842,978

連 結 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第43期(ご参考) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		第44期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	
売 上 高				
完成工事高	623,910	1,497,104	627,631	
不動産事業売上高	824,642		871,388	
その他の事業売上高	48,551		57,997	
売 上 原 価				1,557,017
完成工事原価	426,264		430,121	
不動産事業売上原価	751,940		792,311	
その他の事業売上原価	33,311		37,538	
売上総利益				
完成工事総利益	197,645		197,510	
不動産事業総利益	72,701		79,077	
その他の事業総利益	15,240		20,458	
販売費及び一般管理費				
営業利益				
営業外収益				
受取利息	527	5,800	522	
受取配当金	212		236	
受取手数料	3,654		3,662	
雑収入	1,406		1,617	
				6,039
営業外費用				
支払利息	401	1,453	322	
貸倒引当金繰入額	89		112	
持分法による投資損失	336		80	
雑支出	627		360	
経常利益				
特別利益				
固定資産売却益	3	31	45	
投資有価証券売却益	28		43	
特別損失				
固定資産除売却損	422	545	541	
減損損失	122		136	
税金等調整前当期純利益				
法人税、住民税及び事業税	49,511		51,525	
法人税等調整額	△8,054		△8,820	
当期純利益				
非支配株主に帰属する当期純利益	82,538			
親会社株主に帰属する当期純利益	369			
	82,168			
				87,829

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部			
科目	第43期(ご参考) (2017年3月31日現在)	第44期 (2018年3月31日現在)	科目		
流動資産	362,561	367,288	流動負債	374,249	342,762
現金預金	213,182	195,698	工事未払金	41,055	40,619
完成工事未収入金	30,282	41,399	1年内返済予定の長期借入金	44,074	24,352
有価証券	18,464	22,880	リース債務	27	34
未成工事支出金	14,462	14,694	未払金	26,488	27,296
原材料及び貯蔵品	5,314	5,221	未払法人税等	17,238	12,929
関係会社短期貸付金	62,390	63,920	未払消費税等	4,725	2,639
前払費用	1,321	893	未成工事受入金	56,888	49,296
繰延税金資産	9,224	10,279	前受金	242	287
未収入金	2,678	4,562	預り金	164,347	164,654
立替金	3,925	4,538	賞与引当金	16,299	17,987
その他	1,549	3,421	完成工事補償引当金	1,041	1,047
貸倒引当金	△234	△222	その他	1,819	1,617
固定資産	173,278	209,839	固定負債	24,831	87,419
有形固定資産	64,078	9,470	長期借入金	10,368	75,016
建物	16,900	2,019	リース債務	3	112
構築物	537	51	退職給付引当金	6,539	6,299
機械・装置	396	297	長期預り保証金	3,456	87
工具器具・備品	1,098	831	その他	4,463	5,903
土地	45,115	6,135	負債合計	399,080	430,182
リース資産	29	135	純資産の部		
無形固定資産	14,660	20,105	株主資本	141,727	141,183
ソフトウエア	7,020	13,745	資本金	29,060	29,060
ソフトウエア仮勘定	7,472	6,204	資本剰余金	34,540	34,540
その他	167	156	資本準備金	34,540	34,540
投資その他の資産	94,539	180,262	利益剰余金	93,462	94,785
投資有価証券	17,258	27,119	利益準備金	7,265	7,265
劣後債及び劣後信託受益権	12,857	12,270	その他利益剰余金	86,197	87,519
関係会社株式	43,772	121,323	繰越利益剰余金	86,197	87,519
関係会社長期貸付金	1,657	3,107	自己株式	△15,337	△17,203
繰延税金資産	3,371	2,353	評価・換算差額等	△5,344	5,378
差入保証金	10,743	10,845	その他有価証券評価差額金	2,526	5,882
その他	6,779	5,696	繰延ヘッジ損益	△286	△294
貸倒引当金	△1,899	△2,454	土地再評価差額金	△7,584	△209
資産合計	535,839	577,128	新株予約権	376	383
			純資産合計	136,759	146,945
			負債・純資産合計	535,839	577,128

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第43期(ご参考) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		第44期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	
売 上 高				
完成工事高	623,952		627,627	
不動産事業等売上高	22,926	646,878	7,220	634,848
売 上 原 価				
完成工事原価	427,102		434,170	
不動産事業等売上原価	19,225	446,328	4,247	438,417
売上総利益				
完成工事総利益	196,849		193,457	
不動産事業等総利益	3,700	200,550	2,973	196,430
販売費及び一般管理費		131,981		132,032
営業利益		68,568		64,398
営業外収益				
受取利息	364		346	
有価証券利息	316		300	
受取配当金	13,405		23,385	
受取手数料	3,299		3,322	
雑収入	1,023	18,410	2,101	29,457
営業外費用				
支払利息	380		288	
貸倒引当金繰入額	817		743	
投資有価証券評価損	2		0	
雑支出	356	1,556	269	1,302
経常利益		85,422		92,553
特別利益				
投資有価証券売却益	28	28	43	43
特別損失				
固定資産除売却損	139	139	117	117
税引前当期純利益		85,311		92,480
法人税、住民税及び事業税	25,711		24,977	
法人税等調整額	△326	25,385	△1,517	23,460
当期純利益		59,926		69,020

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 中 康 行	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志 賀 健一郎	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 中 康 行	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志 賀 健一郎	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役	鵜 野 正 康	印
監 査 役	蜂 谷 英 夫	印
監 査 役	二 見 和 光	印
監 査 役	藤 卷 和 夫	印

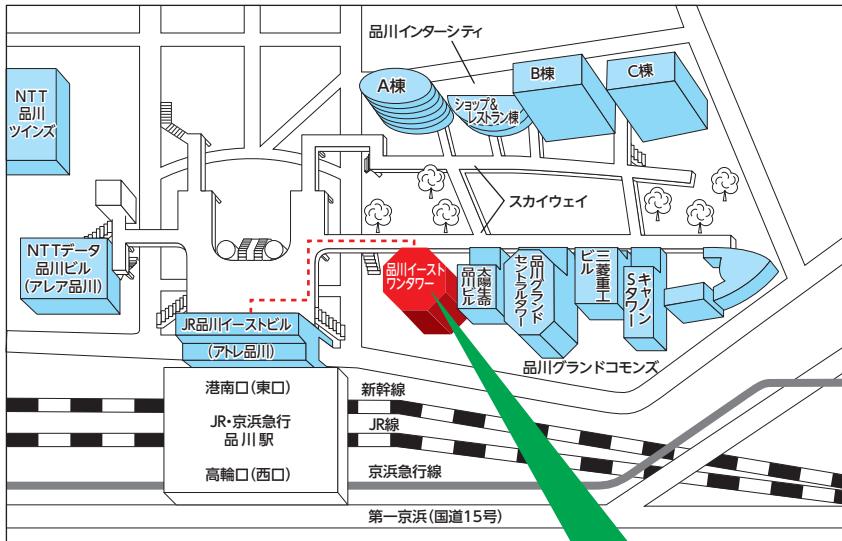
(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以 上

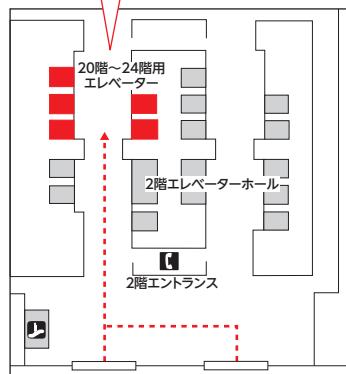
〈メモ欄〉

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区港南二丁目16番1号
品川イーストタワー 21階 大会議室
最 寄 駅 JR品川駅港南口から徒歩3分
京浜急行品川駅から徒歩4分



○エレベーター乗り場のご案内
2階エレベーターホール奥にある
20階～24階用エレベーターを
ご利用ください。



会場 品川イーストタワー
21階 大会議室

